

電気供給業を行う法人の事業税は「収入金課税」となります

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規則
地方税法の施行に関する取扱について	通(県)

電力会社が行う電気供給業のほか、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などにより、電気供給業を開始する場合には、収入金額を課税標準とした収入割を申告していただくことになります。（法第72条の2①二、法第72条の12二）

Q1 「電気供給業」とはこういった業種をいいますか？

現に電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可、届出の有無は問いません。

Q2 電気供給業とその他の事業（所得金額を課税標準として申告する事業）を併せて行っている場合の申告はどうなりますか？

原則それぞれの事業毎に収益や費用を区分したうえで課税標準及び税額を算定し、その合算額を事業税額として申告します。課税標準の算定において、それぞれの事業共通の収入金額又は経費などの区分が困難な項目については、それぞれの事業にかかる売上金額等の最も妥当と認められる基準によって按分した額で算定してください。（通(県)第3章4の9の5）

例外として、電気供給業の売上金額が、その他の事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と均衡を失しないものは、その他の事業の付帯事業として行われていると認められ、電気供給業をその他の事業に含め所得金課税方式によって算定して差し支えありません。（通(県)第3章4の9の9）

但し、企業会計原則における「継続性の原則」に準じ、事業部門の廃止や規模縮小等の理由がない限り、每期継続した課税方式により申告してください。

	算定方法	留意事項
原則	「電気供給業」と「その他の事業」（所得等課税事業）の事業部門ごとにそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告します。	両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してください。（通(県)第3章4の9の5） ※別紙「収入金課税事業と所得金課税事業を併せて行う法人の区分計算書」参照

例外	<p>従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業の課税方式により課税標準額及び税額を算定することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>軽微なもの</u>」の判定は、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の一割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。 ・「<u>附帯事業</u>」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。(通(県)第3章4の9の9)
----	---	--

Q 3 収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う場合、法人の所得の算定上生じた欠損金額で、各事業年度の所得の計算上繰越控除が認められる金額は、所得等課税事業について生じた欠損金額に限るものですか？

所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除できます。(通(県)第3章4の7の4①(3))

Q 4 電気供給業を行う予定ですが、まだ電気供給を開始していない場合の事業年度の申告はどうなりますか？

発電設備の建設途中や計画段階で、現に電気の供給を開始していない期間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割(資本金1億円超の法人については付加価値割および資本割を含む)により申告してください。

Q 5 無人の発電設備のみを設置して事務所又は事業所が所在しない県がありますがこの県にはどのように申告すべきですか？

法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は、事務所又は事業所には該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。(通(県)第1章6)

Q 6 課税標準の算定はどのように行いますか？

① 収入すべき金額の総額 第6号様式別表六①に記載

$$\text{収入金額(課税標準)} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除する金額(法第72条の24の2①)(法附則第9条各項)}$$

課税標準とすべき収入金額

(通(県)第3章4の9の2)

原則として、電気事業会計規則による収入(又は、これに準ずる方法により計算した収入)になります。

具体的には、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入(新エネルギー等電気相当量に係るものを含む。)、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等、原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。

収入すべき金額の総額とは、各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(通(県)第3章4の9の1)

(注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。(通(県)第3章4の9の1)

(注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額はいわゆる自家消費であることにかんがみ収入金額に含めません。(通(県)第3章4の9の3)

(注3) 料金と併せて収入する消費税及び地方消費税の金額は収入金額には含めません。

②控除する金額

(法第72条の24の2①) 第6号様式別表六②に記載

ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額

イ 保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金、電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入(注1)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金等(令第22条①~⑦)

ウ 損害補償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等(令第22条⑩)

(告示 昭和30年第29号、昭和34年第46号、昭和42年第55号、平成23年379号)

(法附則第9条⑧) 第6号様式別表六の④に記載

エ 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額(令附則第6条の2② 平成12年4月1日から令和2年3月31日の間に開始する各事業年度に限る。)

(法附則第9条⑧) 第6号様式別表六の⑥に記載

オ 特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として、当該対象特定実用発電用原子炉設置者に交付すべき金額に相当する収入金額(令附則第6条の2⑥ 平成28年10月1日から令和2年3月31日の間に開始する各事業年度分に限る)

(法附則第9条⑩) 第6号様式別表六の⑦に記載

カ 廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額。(令附則第6条の2⑦ 平成29年4月1日から令和4年3月31日の間に開始する各事業年度分に限る)

(法附則第9条⑪) 第6号様式別表六の⑧に記載

キ 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合に、当該供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額。(令附則第6条の2⑧ 平成30年4月1日から令和3年3月31日の間に開始する各事業年度分に限る)

(注1) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む）に限ります。地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（通（県）4の9の6）

Q7 税額の算出はどのように行いますか？

税区分	課税標準	税率			税額
		H26. 9. 30 までに開始する事業年度	H26. 10. 1～R1. 9. 30 に開始する事業年度	R1. 10. 1 以後に開始する事業年度	
法人事業税	収入金額	0.7%	0.9%	1.0%	課税標準×税率
地方法人特別税	法人事業税収入割額	81.0%	43.2%	廃止	課税標準×税率
特別法人事業税	法人事業税収入割額	—	—	30.0%	課税標準×税率

R1. 10. 1 より、「地方法人特別税」が廃止され、新たに「特別法人事業税」が創設されました。

Q8 中間（予定）申告は必要ですか？

収入金額を課税標準として申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税については、中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をする必要があります。（法第72条の26⑦ただし書）

Q9 複数の都道府県に事務所等を設けて事業を行う場合の分割基準はどうなりますか？

主たる事業について定められた分割基準により課税標準額を分割します。（法第72条の48③⑧）
主たる事業の判定にあたっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合は、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。（通（県）第3章9の8）

- 電気事業法に規定する小売電気事業者（法第72条の48第3項②イ）
課税標準の2分の1・・・事務所等の数
課税標準の2分の1・・・従業員等の数
- 電気事業法に規定する一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業（法第72条の48第3項②ロ）
課税標準の4分の3・・・発電所と電氣的に接続している電線路の電力容量（キロワット）
課税標準の4分の1・・・事業所等の固定資産の価額
※電線路がない場合は事業所等の固定資産の価額のみで按分
- 電気事業法に規定する発電事業
課税標準の4分の3・・・事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
課税標準の4分の1・・・事業所等の固定資産の価額
※発電所の用に供する固定資産がない場合は、事務所等の固定資産の価額のみで按分

(注1) 各基準の数値は事業年度終了の日の現在における数値を用います。（法第72条の48④）

(注2) 事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。

したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含みません。(規則第6条の2②、通(県)第3章9の4)

(注3) 昭和57年4月1日前の既存発電所がある場合の特例(旧法附則第9条の3)は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から廃止になりました。該当がある場合は別途お問い合わせください。

4 電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合は、主たる事業の分割基準により按分してください。

Q10 申告書にどのような書類を添付すればよいですか？

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付をお願いします。

(法第72条の25⑩、法第72条の26④、規則第4条の6、規則第4条の7二)

【電気供給業のみ行う場合】

- ・ 収入金額に関する計算書(第6号様式別表六)
- ・ 貸借対照表および損益計算書
- ・ 法人税法施行規則別表4(写)
- ・ 雑収入の内訳書(写)

【電気供給業とその他の事業とを併せて行う場合】

- ・ 上記書類の他に、区分計算書(任意に作成されたものでも結構です)

～その他、ご不明な点があれば、お近くの県税事務所までお問い合わせください～